



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

株式会社 ウィザス
代表取締役社長 堀川 一 晃
(コード番号 9696)

[問合せ先]

常務取締役統括支援本部長 井尻芳晃

T E L 06 (6264) 4202

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月26日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成 19 年 11 月 16 日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(詳細については、平成 19 年 11 月 16 日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご参照願います。以下、「本対応策」といいます。)の導入を決議いたしました。本対応策は同日付で効力が生じておりますが、本対応策の導入に伴い、本対応策の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するにあたり、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるため、当社定款に、買収防衛策の導入等を株主総会の決議により定めることができる旨の規定(変更案第 19 条第 1 項および第 2 項)を新設するものであります。

(2) また、当社は、買収防衛策を発動する場合には新株予約権の無償割当てをその具体的な防衛策として行う可能性があります。

会社法においては、取締役会設置会社では取締役会の決議のみをもって、新株予約権の無償割当てを行うことが可能とされております。しかしながら、当社は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、必要に応じ、株主の皆様のご意思に基づいて行うことが望ましいと考えております。

そこで、株主総会決議により新株予約権の無償割当てを行うこと、又は、株主総会決議により一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てを取締役に委任していただくことがそれぞれ可能となるように、会社法第 278 条第 3 項ただし書きに基づき、その根拠規定として、新株予約権の無償割当てについて変更案第 19 条第 3 項および第 4 項を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会日 平成 20 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 26 日

以上

